

原子力発電・核燃料サイクルの推進についての意見書

(発議第1号・原案可決)

我が国は、国民生活と産業経済の維持に欠かせないエネルギーの安定供給を図るため、一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本政策としてきている。

青森県が長年にわたって、安全確保を第一義に核燃料サイクル事業に協力してきたのは、この事業が、エネルギー資源の乏しい我が国を支える重要な政策であることを理解し、政府の方針が変わらないことを確認してきたからである。

国では、電力システム改革等に伴う原子力事業の環境変化の中においても、再処理等の事業が着実かつ効率的に実施されるため、去る5月18日に、再処理等拠出金法を公布したところであり、今後、本法に基づき、再処理等の事業の新たな実施主体となる「使用済燃料再処理機構」が設立されることとなっている。

核燃料サイクル事業が、今後とも安定的かつ継続的に実施されていくためには、その基盤となる原子力発電事業等の円滑な推進とともに、これまで長年にわたって築き上げてきた立地地域との協力関係、信頼関係を維持していくことが極めて重要である。

国においては、国民、住民の安全安心を第一に、原子力事業の環境整備について政府一体で取組を強化するとともに、「使用済燃料再処理機構」による再処理等の事業運営に当たっては、引き続き青森県民の理解と協力が得られるよう体制の整備、強化に努めていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月13日

青 森 県 議 会

日米地位協定の見直しを求める意見書

(発議第2号・原案否決)

「沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請」が平成28年6月3日、渉外知事会によって外務、防衛大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官あてになされました。

それによれば、「本年5月、沖縄県において、女性の遺体が発見され、米軍属の男性が逮捕されるという、悪質かつ残虐な事件が明らかになりました。」「当協議会では、これまでも事件が発生するたび、米軍構成員等の規律の厳正な保持、教育訓練の徹底等、適切な措置を講ずるよう、繰り返し強く求めてきました。」

「こうした事件をなくし、基地問題を抜本的に解決するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないものと考えます。」そして、その要請項目に「基地問題の根底にある日米地位協定の改定に、速やかに着手すること」を要請しています。

よって、特権的構造となっている日米地位協定を見直すよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月13日

青 森 県 議 会